



健康・福祉

健診・予防

健康診査など

問 健康推進課 ☎03-5803-1229
 保健サービスセンター ☎03-5803-1805
 保健サービスセンター本郷支所 ☎03-3821-5106

区分	対象	受付日時・受診方法等
一般健康相談	義務教育終了以上の区内在住者	保健サービスセンター ☎03-5803-1805 (第2・4水曜9:00~9:30)
骨粗しょう症健診	20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳の区内在住の女性	保健サービスセンター ☎03-5803-1805 ▶ 健診日 第3木曜13:00~16:00(受付は13:00~14:00、要予約)
健康づくり(健康センター)	区内在住・在勤・在学者	保健サービスセンター ☎03-5803-1805 健康センター ☎03-5803-1116
特定健康診査・特定保健指導	40歳以上の被用者保険加入者(被扶養者含む) 40歳以上の文京区国民健康保険加入者	保険証の発行元が実施
後期高齢者医療健康診査	後期高齢者医療制度加入者	▶ 通知 該当者に受診券を送付 ▶ 実施 区内指定医療機関
健康増進法による健康診査	40歳以上で当該年度内に健康保険の切り替えをした(する)方	▶ 受付 健康推進課 ☎03-5803-1229 ▶ 実施 区内指定医療機関
	40歳以上の生活保護受給者	▶ 受付 生活福祉課担当ケースワーカー ▶ 実施 区内指定医療機関

健康・福祉

54 健診・予防

がん検診

問 健康推進課 ☎03-5803-1229

区分	対象	受付日時・受診方法等
胃がん検診	40歳以上の区内在住者	区内指定医療機関 ※50歳以上の偶数歳の方は、胃部X線検査と胃内視鏡検査いずれかを選択して受診。胃内視鏡検査を選択した場合、翌年度受診不可
	50歳以上の偶数歳の区内在住者	
大腸がん検診	40歳以上の区内在住者	区内指定医療機関
肺がん検診		
乳がん検診	40歳以上の偶数歳の区内在住の女性	指定医療機関
子宮がん検診	20歳以上の偶数歳の区内在住の女性	区内指定医療機関

歯の健康

問 健康推進課 ☎03-5803-1229

区分	対象	受付日時・受診方法等
障害者歯科診療	区内在住で心身障害者手帳又は愛の手帳所持者・特別支援学級等に通学している方・保育園等で特別な配慮を必要としている方など	▶ 受付 健康推進課 ☎03-5803-1229 (月~金曜8:30~17:15) ▶ 実施 保健サービスセンター歯科室[土曜13:15~16:45(予約制)]
歯周疾患検診	20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・76・81歳の区内在住者	▶ 通知 該当者に受診券を送付 ▶ 実施 区内指定歯科医療機関
在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導	区内在住で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等	▶ 受付 文京区地域包括ケア歯科相談窓口 ☎090-4544-8020 (月~金曜11:00~16:00) ※祝日、8/13~16、12/29~1/4を除く ▶ 実施 区内指定歯科医療機関

エイズ検査・相談

問 保健サービスセンター ☎03-5803-1805

HIV抗体検査を匿名、無料で行っていきます。検査をご希望の方は事前に電話で予約をしてください。

定期予防接種

予防接種法に規定された予防接種です。対象者には接種のための予診票を個別で交付します。

種 類	対象月・年齢
ロタウイルス	生後6週間～32週までの間
B型肝炎	1歳に至るまでの間
BCG	
ヒブ(インフルエンザ菌b型)	
小児用肺炎球菌	生後2か月～60か月に至るまでの間
DPT-IPV(ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ)第1期	生後2か月～90か月に至るまでの間
MR(麻しん・風しん混合)第1期	生後12か月～24か月に至るまでの間
MR(麻しん・風しん混合)第2期	5歳以上7歳未満で小学校就学前の1年間
水痘(みずぼうそう)	生後12か月～36か月に至るまでの間
日本脳炎第1期 ※1	生後6か月～90か月に至るまでの間
日本脳炎第2期 ※1	9歳以上13歳未満
DT(ジフテリア・破傷風)第2期	11歳以上13歳未満
ヒトパピローマウイルス感染症(HPVワクチン)※2	小学校6年生～高校1年生相当の女子
高齢者インフルエンザ(自己負担2,500円)	65歳以上 60～65歳未満で心臓、じん臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い病気があることにより、身体障害者手帳1級をお持ちの方
高齢者用肺炎球菌 ※3(自己負担1,500円)	当該年度に65歳に達する方 60～65歳未満で心臓、じん臓、呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に重い病気があることにより、身体障害者手帳1級をお持ちの方

※1 平成7年4/2～19年4/1生まれの方は、20歳になるまでの間(20歳の誕生日の前日まで)接種可

※2 平成9年4/2～20年4/1生まれの女性の方が、HPVワクチンの接種を合計3回受けていない場合、高校1年生相当を過ぎていても令和7年3/31までキャッチアップ接種として残りの回数を接種可

※3 令和5年度までの経過措置として、当該年度に70・75・80・85・90・95・100歳に達する方も対象

任意予防接種

種 類	対象月・年齢	助成額
おたふくかぜ ※1	1歳以上小学校就学前まで	3,000円
子どもインフルエンザ	生後6か月以上13歳未満	1回2,000円
	13歳以上中学3年生まで	2,000円
MR	1期接種もれ	全額
	2期接種もれ	
	2回目接種もれ	
	抗体検査(先天性風しん症候群対策)	全額
	抗体検査(0歳児麻しん対策)	
ワクチン接種(先天性風しん症候群対策・0歳児麻しん対策)	次のいずれかに該当する20歳以上(検査日当日)で文京区に住民登録がある方①上記麻しん又は風しん抗体検査を受けた結果、十分な量の抗体がない②過去の抗体検査で十分な量の抗体がないことが確認できる上記抗体検査対象者	
高齢者用肺炎球菌 ※1	75歳以上	自己負担額 1,500円
帯状疱疹 ※1	乾燥弱毒生水痘ワクチン「ピケン」	5,000円
	乾燥組換え帯状疱疹ワクチンシングリックス筋注用	1回10,000円

※ワクチン・対象月・年齢・助成額等が変更となる場合あり

※区内指定医療機関での接種のみ対象

※1 それぞれの疾病に対する予防接種の公費助成は生涯各1回まで

医療費助成

指定難病(国疾病・都疾病等)

問 保健サービスセンター ☎03-5803-1805
保健サービスセンター本郷支所 ☎03-3821-5106

指定難病等で治療中の方に医療費等の助成を行います。
神経難病の方及び希望者には保健師が相談に応じます。

小児疾病

慢性疾患

問 保健サービスセンター ☎03-5803-1805
保健サービスセンター本郷支所 ☎03-3821-5106

慢性疾患で治療中の子どもに医療費等の助成を行います。

子ども医療費助成

📖 P52

ひとり親家庭等医療費助成

📖 P57

心身障害者医療費助成(マル障)

📖 P59

結核

問 予防対策課 ☎03-5803-1962

結核医療費(入院医費・通院医療)について一部公費負担制度があります。

東京都大気汚染医療費の助成(ぜん息等)

問 予防対策課 ☎03-5803-1225

大気汚染の影響を受けると推定される疾病(気管支ぜん息等)にかかった方に対し、一定の要件を満たす場合に、認定疾病の治療に要した医療費のうち健康保険を適用した後の自己負担額について助成します。

※新規申請は18歳未満の方のみ受付

※要件によって一部自己負担の場合あり

原爆被爆者の方へ

問 予防対策課 ☎03-5803-1225

原爆被爆者の居住地変更・医療・各種手当、葬祭料給付等の受理・経由事務を行います。

原爆被爆者見舞金

問 生活福祉課 ☎03-5803-1215

区内に居住し、被爆者健康手帳を交付されている方に、見舞金を贈ります。

その他助成

事業名	対象	内容	問合せ
禁煙外来治療費助成事業	20歳以上で、これから禁煙治療を始める区内在住者	医療機関での禁煙外来治療費(薬剤費を含む)の一部を助成	健康推進課 ☎03-5803-1231
がん患者ウィッグ購入等費用助成事業	がん治療により補整具が必要な区内在住者	ウィッグや胸部補整具の購入等に係る費用の一部を助成	

生活に困ったとき

生活困窮者等自立支援事業

問 生活福祉課自立支援担当 ☎03-5803-1917

事業名	内容
自立相談支援	支援員が相談を受けて具体的な支援プランを作成し、自立に向けた支援
住居確保給付金	離職等によって住居を失うおそれのある方等を対象に、一定期間家賃相当額(上限あり)を支給し、就労活動の支援
就労準備支援	直ちに一般就労への移行が困難な方を対象に、計画的かつ一貫して基礎能力形成の支援
家計改善支援	公的給付の利用支援や過払い債務の返還請求に係る支援等
一時生活支援	不安定な住居状態にある方を対象に、一定期間宿泊場所や衣食の提供を行い、自立に向けての支援
学習支援	小・中学生及び高校生世代等を対象に、基礎的かつ継続的な学習の支援及び進学等の相談支援
ひきこもり支援センター	義務教育終了後の全年齢の方を対象に、ひきこもり支援に関する相談窓口を設け、ひきこもり支援の情報発信や支援機関の連携による支援の構築

民生委員・児童委員

問 福祉政策課 ☎03-5803-1202

厚生労働大臣の委嘱を受けて、区民などの相談・支援を行うボランティアとして、地域に根ざした福祉活動をしています。

担当区域内で生活上の様々な問題を抱えている方の相談に応じ、行政や関係機関との橋渡しを行っています。相談内容の秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

生活福祉資金

問 社会福祉協議会地域福祉推進係 ☎03-5615-8017

低所得世帯や障害者世帯、高齢者世帯に無利子又は低利で福祉資金・教育支援資金等のほか、緊急小口資金貸付を行っています。

また、失業等により生計の維持が困難となった世帯に対し、世帯の自立を支援することを目的として、生活再建までの取組への支援と生活費等の貸付を行う総合支援資金があります。

さらに、高齢者世帯を対象とした不動産担保型生活資金の貸付を行っています。

利用に際しては、所得が一定水準以下であるなどの要件がありますので、ご相談ください。

※詳細は社会福祉協議会又は区ホームページ参照

ひとり親家庭への支援

事業名	対象	内容	問合せ
ひとり親家庭 子育て訪問支援券事業	小学6年生以下の子どもがいる ひとり親家庭の保護者	「子育て訪問支援券」を交付し、区が指定した事業者のベビーシッターサービスを所得に応じた負担で利用可能 ※事前登録が必要	子育て支援事業コールセンター ☎03-5803-1288
ひとり親家庭等 医療費助成	満18歳到達後最初の3/31までの児童(中度以上の障害がある場合は20歳まで)を監護するひとり親家庭及び父又は母に重度の障害がある両親家庭	保険診療の自己負担分について医療費を助成(一部自己負担分の場合あり) ※所得制限あり	
母子家庭及び父子家庭 自立支援教育訓練給付金	母子家庭の母・父子家庭の父	雇用の安定及び就職の促進を図るための活動を支援するため、講座受講にかかった費用の一部を負担する教育訓練給付金を支給 ※資格取得のための講座を申込・受講する前に、面談が必要	生活福祉課 母子父子・女性支援担当 ☎03-5803-1915
母子家庭及び父子家庭 高等職業訓練促進給付金	母子家庭の母・父子家庭の父	就業にむけた修業訓練中における生活の負担を軽減するため高等職業訓練促進給付金を支給 ※資格取得のための学校へ入学する前に、面談が必要	
母子及び父子福祉資金	都内に6か月以上居住している母子・父子家庭の方で、20歳未満の子どもを扶養している方	左記対象者へ貸付 ※貸付が自立につながると判断され、返済の計画を立てることができる方のみ対象	

ひとり親家庭への住宅助成  P75